

厚生年金基金の記録に関する不服申立て等について

- 国記録と基金記録の突合の結果、基金記録に誤りがあった場合、基金において記録の訂正、加入員・受給権者への通知、年金額の再計算等を行うこととなるが、①基金においてこれらの事務が適切に行われない場合、②年金額の再計算等の結果について加入者・受給権者が不服である場合の相談・申立先及び具体的な救済方法を整理すると以下のとおりとなる。

1. 基金の給付が新たに行われる場合（国記録＝加入員、基金記録＝非加入員で、国記録が正しいケース）

	不服の原因	相談・申し立て先	具体的な救済方法
受給権者	基金に対し年金の請求を行ったが、基金が不支給決定（通知）を行った。	地方厚生局（社会保険審査官） ※年金事務所でも受付は可	・審査請求（社会保険審査官による審理） ・再審査請求（社会保険審査会による審理） ＜厚生年金保険法第 169 条＞
加入員	基金が記録の訂正を行わない。	地方厚生局（基金指導担当）	・基金に対する行政指導（別紙参照） ・受給権を得た後、年金の請求を行い不支給決定が行われた場合には、審査請求・再審査請求を行うことができる。 ＜厚生年金保険法第 169 条＞

2. 基金の給付が増額になる場合（基金記録＜国記録であって、国記録が正しいケース）

	不服の原因	相談・申し立て先	具体的な救済方法
受給権者	基金が給付の増額（標準給与、加入員期間等の増による）を行わない。	地方厚生局（基金指導担当）	・基金に対する行政指導（別紙参照）
加入員	基金が標準給与、加入員期間等の増に関する記録の訂正を行わない。	地方厚生局（基金指導担当）	・基金に対する行政指導（別紙参照） ・受給権を得た後、年金の請求を行い、決定された年金額について、審査請求・再審査請求を行うことができる。 ＜厚生年金保険法第 169 条＞

3. 基金の給付が減額になる場合（基金記録＞国記録であって、国記録が正しいケース）

	不服の原因	相談・申し立て先	具体的な救済方法
受給権者	基金が給付が減額（標準給与、加入員期間等の減による）し、年金額の減額の決定（通知）を行った。	地方厚生局（社会保険審査官） ※年金事務所でも受付は可 ※国記録が誤りであるとして、第三者委員会に申し立てることも可能。	・審査請求（社会保険審査官による審理） ・再審査請求（社会保険審査会による審理） ＜厚生年金保険法第 169 条＞
加入員	基金が標準給与等の減額の改定（通知）を行った。	地方厚生局（社会保険審査官） ※年金事務所でも受付は可 ※国記録が誤りであるとして、第三者委員会に申し立てることも可能。	・審査請求（社会保険審査官による審理） ・再審査請求（社会保険審査会による審理） ＜厚生年金保険法第 169 条＞
	基金が加入員期間の短縮について記録の訂正を行った。	地方厚生局（基金指導担当） ※国記録が誤りであるとして、第三者委員会に申し立てることも可能。	・受給権を得た後、年金の請求を行い、決定された年金額について、審査請求・再審査請求を行うことができる。 ＜厚生年金保険法第 169 条＞

厚生年金基金に対する行政指導等の流れ

① 監査、是正・改善命令

(厚生年金保険法)

第 178 条 厚生労働大臣は、基金又は連合会について、必要があると認めるときは、その事業の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして基金若しくは連合会の事務所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

第 179 条 厚生労働大臣は、第 178 条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、基金若しくは連合会の事業の管理若しくは執行が法令、規約、若しくは厚生労働大臣の処分に違反していると認めるとき、基金若しくは連合会の事業の管理若しくは執行が著しく適正を欠くと認めるとき、又は基金若しくは連合会又はその役員がその事業の管理若しくは執行を明らかに怠っていると認めるときは、期間を定めて、基金若しくは連合会又はその役員に対し、その事業の管理若しくは執行について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

② 役員の変更命令、改任

第 179 条 略

3 基金若しくは連合会若しくはその役員が第 1 項の命令に違反したとき、(中略)、厚生労働大臣は、当該基金又は連合会に対し、期間を定めて、当該違反に係る役員の全部又は一部の改任を命ずることができる。

4 基金又は連合会が前項の命令に違反したときは、厚生労働大臣は、同項の命令に係る役員を改任することができる。